

自殺総合対策大綱

～誰も自殺に追い込まれることのない
社会の実現を目指して～

平成 29 年 7 月に新たな自殺総合対策大綱（以下、大綱）が閣議決定されました。この大綱ができた背景や旧大綱からの主な変更点についてご紹介します。

《大綱について》

大綱は、自殺対策基本法（以下、基本法）に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。平成 19 年に初めての大綱が策定されてから、何度か見直しや一部改正がありました。平成 29 年の見直しは、平成 28 年に改正された基本法の趣旨やわが国の自殺の実態を踏まえてなされたものです。

《見直しのポイント》

見直し後の大綱は、次のことを目標に掲げています。

① 地域レベルの実践的な取組の更なる推進

わが国の自殺総合対策の理念の一つ「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」が示すとおり、自殺対策は社会づくり、地域づくりとして推進されるべきものとされています。また、その効果が最大限に発揮されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、そして私たち国民が連携・協働していくことが大切です。

②子ども・若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進

近年のわが国の自殺死亡率は全体として減少傾向にありますが、20歳未満、20～30歳代は、他の年代と比較してピーク時からの減少幅が小さいかおおむね横ばいです。また、若年層では死因に占める自殺の割合も高く、子ども・若者の自殺対策を更に推進していく必要があります。平成28年の基本法改正では、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれました。

一口に若者と言っても、ライフステージや立場（学校、社会のつながり）ごとに置かれている状況も自殺に追い込まれる事情も異なることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿って対策を行うことが必要となってきます。

そして、職場におけるメンタルヘルス対策も推進していくことが必要です。過重労働やハラスメントの対策など、職場環境の改善を図っていくことが求められています。

③自殺死亡率※を先進諸国の現在の水準まで減少させること

具体的には、令和8年までに平成27年比30%以上減少させることが目標として掲げられています。当面の自殺対策の数値目標として定められました。

先進諸国の自殺死亡率

フランス（2013）	アメリカ（2014）	ドイツ（2014）
15.1	13.4	12.6
カナダ（2012）	イギリス（2013）	日本（2015）
11.3	7.5	18.5

世界保健機関 Mortality Database より

※自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数

令和7年の我が国の人口推計（約1億2300万人）をもとに試算すると、目標達成のためには、自殺者数を約1万6000人以下に減少させる必要がある。

日本は先進国中で最悪レベル！

（長野県精神保健福祉センター）